

## プロジェクト 収益認識

## 項目 第 52 回収益認識専門委員会で聞かれた意見と事務局の対応案

**本資料の目的**

1. 2015 年 6 月 16 日開催の第 52 回収益認識専門委員会で審議された以下の項目について、専門委員から聞かれた主な意見及びコメント・レター文案への反映に関する事務局の対応案について記載している。
  - IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の発効日（IFRS 第 15 号の修正案）」に対するコメント・レターの文案（日本語）
2. IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の概要及び生じる可能性がある主な論点の例示に関して、第 52 回収益認識専門委員会で聞かれた主な意見については、審議事項(3)-1 に記載している。
3. また、FASB 公開草案「履行義務の識別とライセンス-顧客との契約から生じる収益（Topic 606）」の概要とコメントの基本的方向性（案）に関して、313 回企業会計基準委員会及び第 52 回収益認識専門委員会で聞かれた主な意見は審議事項(3)-5 に記載しており、それらに対する事務局の対応案については審議事項(3)-6 第 2 項に記載している。

**IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の発効日（IFRS 第 15 号の修正案）」に対するコメント・レターの文案（日本語）**

4. 第 52 回収益認識専門委員会において、事務局が提示したコメント・レターの文案（日本語）に関して以下の意見が聞かれた。

全般的事項に関する意見

- (1) IFRS 第 15 号と Topic 606 で同一の発効日を維持することの重要性について記載があるが、より一般的なコメントとして、文言レベルで実質的にコンバージェンスが達成された両基準を修正する際には、IASB と FASB で別個に公開草案を公表するようなことはせずに、両審議会が共同で対応すべきと考える旨のコメントをしてはどうか。
- (2) 両審議会が異なる公開草案を公表するのではなく、共同で対応すべきであるというコメントを IASB に対して行っても、IASB の立場からは原因は米国固有の事情であると受け止められる可能性があるのではないかと。

(コメント・レター文案への反映に関する事務局の対応案)

今回の IASB に対するコメント・レターでは特段文言を追加していないが、今後、機会を捉えて、IASB と FASB に対して両審議会が共同で対応する必要性を主張していく。

発効日の1年間の延期に賛成の理由に関する意見

- (3) 今回のコメント・レター文案では、発効日の延期が必要と考えられる理由として、IFRS 第 15 号を適切に導入するためにはグループ会計方針の設定が必要であるとの記載がある。この記載は、グループ会計方針の設定が強調されすぎている感がある。

(コメント・レター文案への反映に関する事務局の対応案)

IFRS を任意適用している日本企業から今回新たに聞かれた意見として記載したものであるが、ご指摘を踏まえ表現を見直している(審議事項(3)-3 コメント・レター文案の第 4 項(2)を参照)。

早期適用を引き続き認めることに賛成の理由に関する意見

- (4) 早期適用を引き続き認める提案に賛成であるが、IFRS 第 15 号の発効日より前に IFRS を任意適用する予定の日本企業が相当数存在し、これらの会社にとっては IFRS 第 15 号の早期適用が認められないと IAS 第 18 号や IAS 第 11 号を適用した後に IFRS 第 15 号を適用することが求められてしまうため、そのような懸念を明確に記載してはどうか。

(コメント・レター文案への反映に関する事務局の対応案)

ご指摘をふまえ、当該懸念を追加している(審議事項(3)-3 コメント・レター文案の第 8 項を参照)。

以 上